

電気供給取次約款等の変更について

2024年3月1日
株式会社大武
大阪ガス株式会社

株式会社大武は、2024年4月1日に当社の電気供給取次約款等*1を変更いたします。

今回の変更は、電気料金に含まれる託送料金を関西電力送配電株式会社に変更することを受けて実施するものとなります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

*1：電気供給取次約款、電気供給取次約款附則、電気供給条件等

1. 変更内容について

関西電力送配電株式会社による託送料金の変更を受けて、料金表の見直しを行います。

<ご参考：ベースプラン A-G の料金表の変更について> (円/税込)

		単位	見直し前	見直し後
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	377.40	466.57
電気量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.31	20.21
	120kWh をこえ 350kWh まで	1kWh	24.90	24.80
	350kWh をこえる分	1kWh	27.83	27.72

<ご参考：ベースプラン A-G における標準的な使用量（260kWh/月）での見直し影響金額について>

見直し前	6,591 円
見直し後	6,656 円
影響額	65 円

※上記金額には消費税等相当額、2024年3月検針分に適用する燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きを含みます。

2. 変更時期について

2024年4月1日付で約款等を変更し、2024年5月検針分の電気料金より見直し後の料金表を適用いたします。

3. お問い合わせ先

約款変更に関するお問い合わせ窓口

株式会社大武

0120-803-202 《受付時間》 9時～17時

(当社の電気のご利用を継続いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。)